

兵庫県公報

令和2年7月28日 火曜日 第126号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示		ページ
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	1	1
○ 土地区画整理組合の定款の変更認可（市街地整備課）	2	2
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（同）	2	2
○ 道路の指定（中播磨県民センター）	2	2
公 告		
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	2	2
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	3	3
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	4	4
○ 入札公告（管理課）	8	8
○ 同 上（同）	11	11
○ 同 上（同）	14	14
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	17	17

告 示

兵庫県告示第813号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和2年7月28日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
南淡区域	総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	令和2年7月3日
南淡区域	総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業及び船びき網を使用して営む漁業以外の漁業	同 上
南淡区域	網漁具を定置して営む漁業	同 上
淡路島岩屋区域	総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業のうち棒びき網漁業	同 上
淡路島岩屋区域	総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業のうち板びき網漁業	同 上
家島区域	総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業	同 上

森区域	のり養殖漁業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	同 上
-----	--	-----

兵庫県告示第814号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、赤穂市浜市土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年7月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
組 合 の 名 称 赤穂市浜市土地区画整理組合
事務所の所在地 赤穂市加里屋81番地（赤穂市役所内）
設立認可の年月日 平成18年10月2日
- 変更認可の年月日
令和2年7月28日

兵庫県告示第815号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、赤穂市浜市土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年7月28日

兵庫県知事 井戸敏三

- 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
組 合 の 名 称 赤穂市浜市土地区画整理組合
事務所の所在地 赤穂市加里屋81番地（赤穂市役所内）
設立認可の年月日 平成18年10月2日
- 事業計画の変更の内容
事業施行期間
変更前 平成18年10月13日から平成33年3月31日まで
変更後 平成18年10月13日から令和6年3月31日まで
- 変更認可の年月日
令和2年7月28日

兵庫県告示第816号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。
その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和2年7月28日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指定年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第R02中播予定 0001号	2.7.14	赤穂郡上郡町井上字中道185番1、185番4、 185番5の各一部	6.10	59.97

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年7月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
猿田彦谷(2)Ⅰ (235000100)	神崎郡市川町美佐（別図1のとおり）	土石流

（別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和2年8月5日（水）から同月19日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び市川町役場建設課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所

〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1994-4

(3) 提出期限

令和2年8月19日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年10月19日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第979号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年7月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

屋形Ⅲ（135000051）の項中別図3、東小畑(1)Ⅱ（135000054）の項中別図6、東小畑Ⅰ（135000057）の項中別図9、奥御舟(2)Ⅱ（135000066）の項中別図18、鬼谷Ⅱ（135000099）の項中別図51、東川辺(1)Ⅱ（135000105）の項中別図57、谷(1)Ⅱ（135000117）の項中別図69、田中Ⅱ（135000123）の項中別図75、奥Ⅱ（135000125）の項中別図77、甘地Ⅲ（135000127）の項中別図79、西田中Ⅰ（135000128）の項中別図80、下瀬加四角ヶ谷Ⅰ（235000065）の項中別図116を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和2年8月5日（水）から同月19日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び市川町役場建設課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所

〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1994-4

(3) 提出期限

令和2年8月19日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年10月19日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年7月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
御室(2)Ⅲ (135000047)	神崎郡市川町上瀬加（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
北田中Ⅰ (135000049)	神崎郡市川町北田中（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
初鹿野Ⅱ (135000050)	神崎郡市川町屋形（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
屋形Ⅲ (135000051)	神崎郡市川町屋形（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
西小畑Ⅰ (135000053)	神崎郡市川町小畑（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
東小畑(1)Ⅱ (135000054)	神崎郡市川町小畑（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
西小畑(1)Ⅱ (135000055)	神崎郡市川町小畑（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
西小畑(2)Ⅱ (135000056)	神崎郡市川町小畑（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
東小畑Ⅰ (135000057)	神崎郡市川町小畑（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
東小畑(2)Ⅱ (135000059)	神崎郡市川町小畑（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
東小畑(3)Ⅱ (135000060)	神崎郡市川町小畑（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり

小畑(2)Ⅱ (135000061)	神崎郡市川町小畑(別図12の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
小畑(3)Ⅱ (135000062)	神崎郡市川町小畑(別図13の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
小畑(1)Ⅱ (135000063)	神崎郡市川町小畑(別図14の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
奥御舟(2)Ⅰ (135000064)	神崎郡市川町小畑(別図15の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
奥御舟(1)Ⅱ (135000065)	神崎郡市川町小畑(別図16の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
奥御舟(2)Ⅱ (135000066)	神崎郡市川町小畑(別図17の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
奥御舟(3)Ⅱ (135000067)	神崎郡市川町小畑(別図18の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
奥御舟(4)Ⅱ (135000068)	神崎郡市川町小畑(別図19の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
下瀬加Ⅲ (135000069)	神崎郡市川町下瀬加(別図20 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
奥御舟(1)Ⅰ (135000070)	神崎郡市川町小畑(別図21の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
御室(1)Ⅱ (135000084)	神崎郡市川町上瀬加(別図22 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
御室Ⅰ (135000085)	神崎郡市川町上瀬加(別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
戸安Ⅱ (135000086)	神崎郡市川町上瀬加(別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
御舟(2)Ⅱ (135000089)	神崎郡市川町下瀬加(別図25 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
御舟Ⅰ (135000090)	神崎郡市川町下瀬加(別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
御舟(2)Ⅲ (135000092)	神崎郡市川町下瀬加(別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
瓜生田(1)Ⅰ (135000093)	神崎郡市川町下瀬加(別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
御舟(3)Ⅲ (135000094)	神崎郡市川町下瀬加(別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
瓜生田(1)Ⅱ (135000095)	神崎郡市川町下瀬加(別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
瓜生田(2)Ⅱ (135000096)	神崎郡市川町下瀬加(別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり

鬼谷Ⅰ (135000097)	神崎郡市川町下瀬加（別図32のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
鬼谷Ⅲ (135000098)	神崎郡市川町下瀬加（別図33のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
鬼谷Ⅱ (135000099)	神崎郡市川町下瀬加（別図34のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
加茂地(1)Ⅱ (135000100)	神崎郡市川町下瀬加（別図35のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
山添Ⅱ (135000101)	神崎郡市川町下瀬加（別図36のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
加茂地(2)Ⅱ (135000102)	神崎郡市川町下瀬加（別図37のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
峠Ⅱ (135000103)	神崎郡市川町下瀬加（別図38のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
山添Ⅰ (135000104)	神崎郡市川町下瀬加（別図39のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
東川辺(1)Ⅱ (135000105)	神崎郡市川町東川辺（別図40のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
東川辺(2)Ⅱ (135000106)	神崎郡市川町東川辺（別図41のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
東川辺(3)Ⅱ (135000107)	神崎郡市川町東川辺（別図42のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
東川辺(1)Ⅰ (135000108)	神崎郡市川町東川辺（別図43のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
東川辺(2)Ⅰ (135000109)	神崎郡市川町東川辺（別図44のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
西川辺Ⅰ (135000111)	神崎郡市川町西川辺（別図45のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
小畑Ⅲ (135000113)	神崎郡市川町小畑（別図46のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
浅野Ⅱ (135000114)	神崎郡市川町浅野（別図47のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
浅野Ⅲ (135000115)	神崎郡市川町浅野（別図48のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
浅野Ⅰ (135000116)	神崎郡市川町浅野（別図49のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
谷(1)Ⅱ (135000117)	神崎郡市川町谷（別図50のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
谷(2)Ⅱ (135000118)	神崎郡市川町谷（別図51のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり

谷Ⅰ (135000119)	神崎郡市川町谷（別図52のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
谷Ⅲ (135000120)	神崎郡市川町谷（別図53のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
谷(3)Ⅱ (135000121)	神崎郡市川町谷（別図54のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
田中Ⅲ (135000122)	神崎郡市川町田中（別図55のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
田中Ⅱ (135000123)	神崎郡市川町田中（別図56のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
近平Ⅲ (135000124)	神崎郡市川町近平（別図57のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
奥Ⅱ (135000125)	神崎郡市川町奥（別図58のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
坂戸Ⅲ (135000126)	神崎郡市川町坂戸（別図59のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
甘地Ⅲ (135000127)	神崎郡市川町甘地（別図60のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
西田中Ⅰ (135000128)	神崎郡市川町西田中（別図61のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
保喜(2)Ⅰ (135000130)	神崎郡市川町保喜（別図62のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
初鹿野(2)Ⅰ (235000033)	神崎郡市川町屋形（別図63のとおり）	土石流	別図63のとおり
諏訪北谷Ⅰ (235000039)	神崎郡市川町美佐（別図64のとおり）	土石流	別図64のとおり
皿池西谷Ⅰ (235000041)	神崎郡市川町神崎（別図65のとおり）	土石流	別図65のとおり
瀬加谷Ⅰ (235000050)	神崎郡市川町上瀬加（別図66のとおり）	土石流	別図66のとおり
瓜生田川Ⅰ (235000054)	神崎郡市川町下瀬加（別図67のとおり）	土石流	別図67のとおり
瓜生田谷Ⅰ (235000055)	神崎郡市川町下瀬加（別図68のとおり）	土石流	別図68のとおり
下瀬加出口谷(1)Ⅰ (235000058)	神崎郡市川町下瀬加（別図69のとおり）	土石流	別図69のとおり
下瀬加殿所Ⅰ (235000062)	神崎郡市川町下瀬加（別図70のとおり）	土石流	別図70のとおり
下瀬加永谷Ⅰ (235000064)	神崎郡市川町下瀬加（別図71のとおり）	土石流	別図71のとおり

下瀬加四角ヶ谷Ⅰ (235000065)	神崎郡市川町下瀬加(別図72のとおり)	土石流	別図72のとおり
追谷川Ⅰ (235000073)	神崎郡市川町小畑(別図73のとおり)	土石流	別図73のとおり
保喜穴宝Ⅰ (235000078)	神崎郡市川町保喜(別図74のとおり)	土石流	別図74のとおり
浅野谷Ⅱ (235000081)	神崎郡市川町浅野(別図75のとおり)	土石流	別図75のとおり
谷山下谷Ⅱ (235000082)	神崎郡市川町谷(別図76のとおり)	土石流	別図76のとおり
横倉山Ⅱ (235000083)	神崎郡市川町谷(別図77のとおり)	土石流	別図77のとおり
奥甘谷Ⅱ (235000087)	神崎郡市川町奥(別図78のとおり)	土石流	別図78のとおり
殿所Ⅱ (235000095)	神崎郡市川町下瀬加(別図79のとおり)	土石流	別図79のとおり
足尾谷Ⅱ (235000098)	神崎郡市川町東川辺(別図80のとおり)	土石流	別図80のとおり
猿田彦谷(2)Ⅰ (235000100)	神崎郡市川町美佐(別図81のとおり)	土石流	別図81のとおり

(別図1から別図81までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年8月5日(水)から同月19日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び市川町役場建設課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所

〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1994-4

(3) 提出期限

令和2年8月19日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年10月19日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年7月28日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量